

○宇美町防犯カメラ設置補助金交付要綱

(令和5年3月8日告示第14号)

(目的)

第1条 この要綱は、地域における街頭犯罪の抑止等を目的とした街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の設置に要する費用の一部を補助することにより、防犯環境の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 宇美町地域コミュニティ推進条例（平成28年宇美町条例第23号。以下「コミュニティ条例」という。）第2条第2号に規定する自治会
- (2) コミュニティ条例第2条第3号に規定する小学校区コミュニティ運営協議会（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、宇美町内において新たに設置する防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理を除く次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板設置費用
- (3) その他防犯カメラ設置に必要な経費（機器機能）

第4条 前条の防犯カメラについては、別表第1に定める機能を有するものとする。（補助金の額等）

第5条 補助金の区分、補助金額及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

2 補助申請台数は、当該年度において1団体につき4台を限度とする。

(事前協議)

第6条 申請者は、あらかじめ、宇美町防犯カメラ設置補助金事前協議申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置計画表（様式第2号）
- (2) 防犯カメラ設置計画図（様式第3号）
- (3) 防犯カメラの仕様書（図面、カタログ等含む。）
- (4) 補助対象経費に係る見積書（業者からの設置費用見積書）

(補助金の交付の内示)

第7条 町長は、前条の申請があったときは警察等の関係機関と協議のうえ、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに宇美町防犯カメラ設置補助金交付内示書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 申請者は、宇美町防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
 - (2) 設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類
 - (3) 収支予算書（様式第 6 号）
 - (4) 団体規約及び役員名簿
 - (5) 防犯カメラ管理・運用規程（案）
 - (6) その他町長が指示する書類
- （補助金の交付の決定）

第 9 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇美町防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第 10 条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 宇美町が定める「宇美町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理及び運用がなされること。
- (2) 防犯カメラの一部を賃貸借契約により設置する場合は、その契約期間は 5 年以上とすること。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者に業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。

ア 宇美町暴力団排除条例（平成 22 年宇美町条例第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

イ 法人でその役員のうちにアに該当する者のあるもの

ウ 宇美町暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（申請の取下げ）

第 11 条 申請者は、第 9 条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、宇美町防犯カメラ設置補助金交付申請取下書（様式第 8 号）を交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の内容の変更）

第 12 条 補助金の交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）は、第 9 条の規定による交付決定後に、補助事業の内容の変更を行う場合は、あらかじめ町長と協議の上、宇美町防犯カメラ設置補助金変更交付申請書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の 20 パーセント以内の増減、

その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更交付決定を行い、宇美町防犯カメラ設置補助金変更交付決定通知書（様式第 10 号）により補助事業者へ通知する。

（防犯カメラの処分の制限及び関係書類の整備）

第 13 条 補助事業者は、防犯カメラの設置後 5 年間については、当該防犯カメラを町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

- 3 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、事業が完了したときは速やかに宇美町防犯カメラ設置補助事業実績報告書（様式第 11 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置結果表（様式第 2 号）
- (2) 防犯カメラ設置結果図（様式第 3 号）
- (3) 収支精算書（様式第 6 号）
- (4) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
- (5) 防犯カメラ管理・運用規程
- (6) その他町長が必要とする書類

（補助金の額の確定）

第 15 条 町長は、前条の規定による実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇美町防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第 12 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第 16 条 補助事業者は、前条の補助金の額が確定した後に、宇美町防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第 13 号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条 町長は、補助事業者が補助金の交付決定に際して付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 18 条 町長は、前条により交付決定を取り消し、第 12 条第 2 項の変更交付決定及び第 16 条第 1 項の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えている部分の補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

有効画素数	約 100 万画素以上
赤外線照射距離	20m 以上
防水、防塵基準	国際電気標準会議規格 IP66 以上
録画速度	3 コマ/秒以上
録画日数	7 日間以上

別表第 2(第 5 条関係)

補助金の区分	補助金額	補助限度額
自立柱（ポール）の建設を伴う防犯カメラを設置する場合に対する補助	補助対象となる経費の額の 2 分の 1 以内の額（1,000 円未満の端数はこれを切り捨てる。）	1 台につき 250,000 円。ただし、同一自立柱（ポール）に複数の防犯カメラを設置する場合は、2 台目以降については、1 台につき 100,000 円
上記以外の防犯カメラを設置する場合に対する補助	補助対象となる経費の額の 2 分の 1 以内の額（1,000 円未満の端数はこれを切り捨てる。）	1 台につき 200,000 円。ただし、同一物件に複数の防犯カメラを設置する場合は、2 台目以降については、1 台につき 100,000 円

様式第 1 号(第 6 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金事前協議申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条、第 14 条関係)

防犯カメラ設置（計画・結果）表

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条、第 14 条関係)

防犯カメラ設置（計画・結果）図
[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金交付内示書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条、第 14 条関係)

収支（予算・精算）書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金交付申請取下書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 12 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金変更交付申請書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金変更交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 14 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助事業実績報告書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 15 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金確定通知書
[別紙参照]

様式第 13 号(第 16 条関係)

宇美町防犯カメラ設置補助金交付請求書
[別紙参照]